

令和元年

第4回市議会定例会 議案第20号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成26年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項ただし書中「同号イからクまで」を「同号」に改める。

第15条第1項の表第35条第9号アの項読み替えられる字句の欄中
「または」を「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9
号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）または
準耐火建築物（」に、「（同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「
除く。）」の後ろに「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、
耐火建築物）」を加え、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「
建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する
耐火建築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園の設備の基準に関する規定を整備するため